

## 【訂正版】新型コロナウイルス感染症に関わる「入試における特例措置」について

新型コロナウイルス感染症に関連して、令和5年1月23日に実施される本校の推薦入試、令和5年2月10日ならびに令和5年2月11日に実施される本校の一般入試を欠席せざるを得なかった受験生を対象に、以下の要領で「特例措置」として追試験を実施いたします。

### 記

#### 1 特例措置の内容

(1) 推薦入試追試験 令和5年2月2日(木)

(2) 一般入試追試験 令和5年2月22日(水)

：試験内容は本試験と同じ科目の同等のレベルのものとしします。

#### 2 特例措置を受けられる事例

- (1) 受験生本人が、新型コロナウイルス感染症に罹患したことを証明する書類（医師の診断書等）を、本校に提出することが出来る場合。
- (2) 受験生本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として、保健所や医療機関から隔離や自宅待機を指示された事実（指示をした保健所・医療機関の名称、罹患者との関係、待機期間等）を、本校が特例措置の試験実施日までに確認することが出来た場合。
- (3) 本校での検温の結果として高熱が確認され、特例措置による追試験での受験を本校より指示された場合。

#### 3 手続方法

特例措置の適用を希望する場合、以下の期日までにご家庭より本校にご連絡ください。

推薦入試 1月23日午前8時30分

一般入試 2月10日、または11日（出願した受験）午前8時30分

※期日までにご連絡をいただけない場合、特例措置は受けられません。

#### 4 インフルエンザ感染症、その他の学校感染症についても上記と同様の扱いとします。

以上